

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288

事業者名 埼玉新都市交通㈱
代表者名 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
志久駅	自治体によるエレベーター整備 2025年度エレベーター整備に関する工事（環境整備、道路整備、設置工事）の着手を計画している。	設置工事については契約のみ完了した。その他計画通り実施した。

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
教育訓練の実施	エレベーター未整備の駅で使用する階段昇降機の使用訓練について、マニュアルを活用しながら実施し、駅社員の技能向上を図っている。	計画通り実施した。
定期点検の実施	旅客施設及び、車両について定期点検を実施し、機能維持を図っている。	定期的に実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・ポート運 動の実施	車いすをご利用のお客さまにお声がけを行い、乗降の介助を必要とするお客さまにはホームと車両間に渡り板を設置して対応している。また、手助けを必要とする高齢のお客さま、障がいをお持ちのお客さまがいらした場合は、積極的にお声がけを行っている。	積極的に実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替	丸山駅及び志久駅の老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替を計画している。(2025年度)	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	社員のサービス介助士資格取得について、取得および資格更新時の費用は会社が全額負担している。資格取得については、毎年度計画的に実施し、資格取得者を増やしている。また、駅社員を対象に車いす、階段昇降機の取扱い、お客さまに応じた介助、ご案内方法等についての勉強会を継続して実施している。	サービス介助士資格取得については5名が新規取得した。左記に係る勉強会を年3回実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内における広報活動及び啓発活動	バリアフリートイレの利用マナー等について、駅構内におけるポスター掲出、構内放送等を継続して実施している。また、「声掛け・サポート」運動強化キャンペーンに参画している。	積極的に実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。
【<https://www.new-shuttle.jp/campany/disabled.html>】

(4) その他

住所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288
事業者名 埼玉新都市交通㈱
代表者名 代表取締役社長 唐澤 朝徳

1. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和8年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用人数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	の昇降機の設置	斜路の設置箇所	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
埼玉新都市交通株式会社		大宮 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 大宮区	50,975 人			○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所	○		○	○	○	1	○
埼玉新都市交通株式会社		鉄道博物館 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 大宮区	11,538 人		○	○	2	2	2 (2)基	3 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		加茂宮 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 北区	6,629 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	箇所	○		○	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		東宮原 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 北区	4,762 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	1 (1)箇所	○		○	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		今羽 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 北区	5,000 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	箇所	○		○	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		吉野原 駅	伊奈 線	埼玉県さいたま市 北区	3,839 人	○ー			2		基	基	基	箇所	○		ー	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		原市 駅	伊奈 線	埼玉県上尾市 大字原市	3,364 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	箇所	○		ー	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		沼南 駅	伊奈 線	埼玉県上尾市 大字原市	3,726 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	箇所	○		ー	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		丸山 駅	伊奈 線	埼玉県北足立郡 伊奈町	3,545 人	○ー		○	2	2	2 (2)基	基	基	箇所	○		ー	○	○	2	○
埼玉新都市交通株式会社		志久 駅	伊奈 線	埼玉県北足立郡 伊奈町	3,958 人	○ー			1		基	基	基	箇所	○		ー	○	○	1	○
埼玉新都市交通株式会社		伊奈中央 駅	伊奈 線	埼玉県北足立郡 伊奈町	2,486 人	○ー		○	1	1	1 (1)基	基	基	1 (1)箇所	○		ー	○	○	1	○
埼玉新都市交通株式会社		羽貫 駅	伊奈 線	埼玉県北足立郡 伊奈町	4,659 人	○ー		○	1	1	1 (1)基	基	基	1 (1)箇所	○		ー	○	○	1	○
埼玉新都市交通株式会社		内宿 駅	伊奈 線	埼玉県北足立郡 伊奈町	5,523 人	○ー		○	1	1	1 (1)基	基	基	箇所	○		ー	○	○	1	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288

事業者名 埼玉新都市交通㈱
代表者名 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和7年度）

住 所 埼玉県北足立郡伊奈町小室288

事業者名 埼玉新都市交通㈱
代表者名 代表取締役社長 唐澤 朝徳

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検の実施	旅客施設及び、車両について定期点検を実施し、機能維持を図っている。	定期的に実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声かけ・サポート運動の実施	車いすをご利用のお客さまにお声がけを行い、乗降の介助を必要とするお客さまにはホームと車両間に渡り板を設置して対応している。また、手助けを必要とする高齢のお客さま、障がいをお持ちのお客さまがいらした場合は、積極的にお声がけを行っている。	積極的に実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替	丸山駅及び志久駅の老朽化した視覚障がい者用誘導ブロックの取替を計画している。(2025年度)	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	社員のサービス介助士資格取得について、取得および資格更新時の費用は会社が全額負担している。資格取得については、毎年度計画的に実施し、資格取得者を増やしている。また、駅社員を対象に車いす、階段昇降機の取扱い、お客さまに応じた介助、ご案内方法等についての勉強会を継続して実施している。	サービス介助士資格取得については5名が新規取得した。 左記に係る勉強会を年3回実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内における広報活動及び啓発活動	バリアフリースイレの利用マナー等について、駅構内におけるポスター掲出、構内放送等を継続して実施している。また、「声掛け・サポート」運動強化キャンペーンに参画している。	積極的に実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。
【<https://www.new-shuttle.jp/campany/disabled.html>】

(4) その他

(令和7年度)

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	13 編成 78 (両)	13 編成 78 (両)	13 編成	0 編成	0 編成	13 編成	13 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	13 編成 78 (両)	13 編成 78 (両)	13 編成	0 編成	0 編成	13 編成	13 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	